

小規模事業者のための 「年収の壁」対応セミナー ～事業主が知っておくべきポイント

2025年から所得税の非課税限度額が160万円に引き上げられるなど、「年収の壁」の基準が大きく変わります。一方で、社会保険の加入基準（106万円・130万円）は据え置かれ、制度が複雑化しています。さらに、愛知県では最低賃金が1,140円に引き上げられ、パートや学生アルバイト従業員の年収が想定以上に上昇し、働き方や雇用調整に頭を悩ませる事業者が急増しています。

本セミナーでは、「年収の壁」の仕組みや最新の制度変更点をわかりやすく解説するとともに、実務に役立つポイントをお伝えします。さらに、政府の「働き控え対策」支援についても解説します。

受講者の皆さまには、制度の正しい理解とともに、自社の雇用戦略や人材活用にお役立てください。

受講料
無料

定員
30名
(先着順)

- 「年収の壁」とは？
- 年末調整実務に影響する控除制度の改正
 - ・基礎控除の見直しと上乗せ特例の創設
 - ・特定親族特別控除の創設と扶養控除要件の改正
 - ・実務対応と申告書類の変更
- 社会保険の適用拡大
 - ・「106万円の壁」
 - ・被扶養者認定の厳格化（130万円の壁）
- 年収の壁・支援強化パッケージ
 - ・政府発表の「働き控え対策」

SBN税理士法人

税理士・社会保険労務士

近藤実晴氏

税理士・社会保険労務士・行政書士として、長年にわたり地域に根ざした専門サービスを提供。税務・労務・法務の複合的な視点から、個人・法人の課題解決に尽力している。

1992年1月 税理士・社労士近藤実晴事務所開業

1997年11月 行政書士登録

2020年10月 SBN税理士法人設立社員税理士として就任

2023年8月 SBN税理士法人中川事務所責任者として就任

「むずかしいことをわかりやすく！」をモットーに税務・労務の複雑な問題を丁寧にサポート。



対象 | 名古屋市内で事業を営まれている方

会場 | 名古屋商工会議所 5F D会議室
(名古屋市中区栄2-10-19)

担当 | 名古屋商工会議所
中小企業部 西エリア担当 福谷
TEL: 052-223-6964

申込方法 | 右記二次元コードからお申し込みください
<https://answer.cci.nagoya/sogyo/?code=7e579cf8>

申込締切 | 10月31日(金) 定員に達し次第締め切ります

こちらから



お申し込みは